

# 第1章 計画の概要

## 1-1 緑の基本計画について

### (1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、都市公園の整備、緑地の保全や緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

### (2) 対象とする緑

緑の基本計画で対象とする緑は、公園緑地・農地・河川などの水辺・樹林地・社寺林・学校・緑化された民有地や工場など幅広い空間を対象としています。

対象とする緑のイメージを下図に示します。

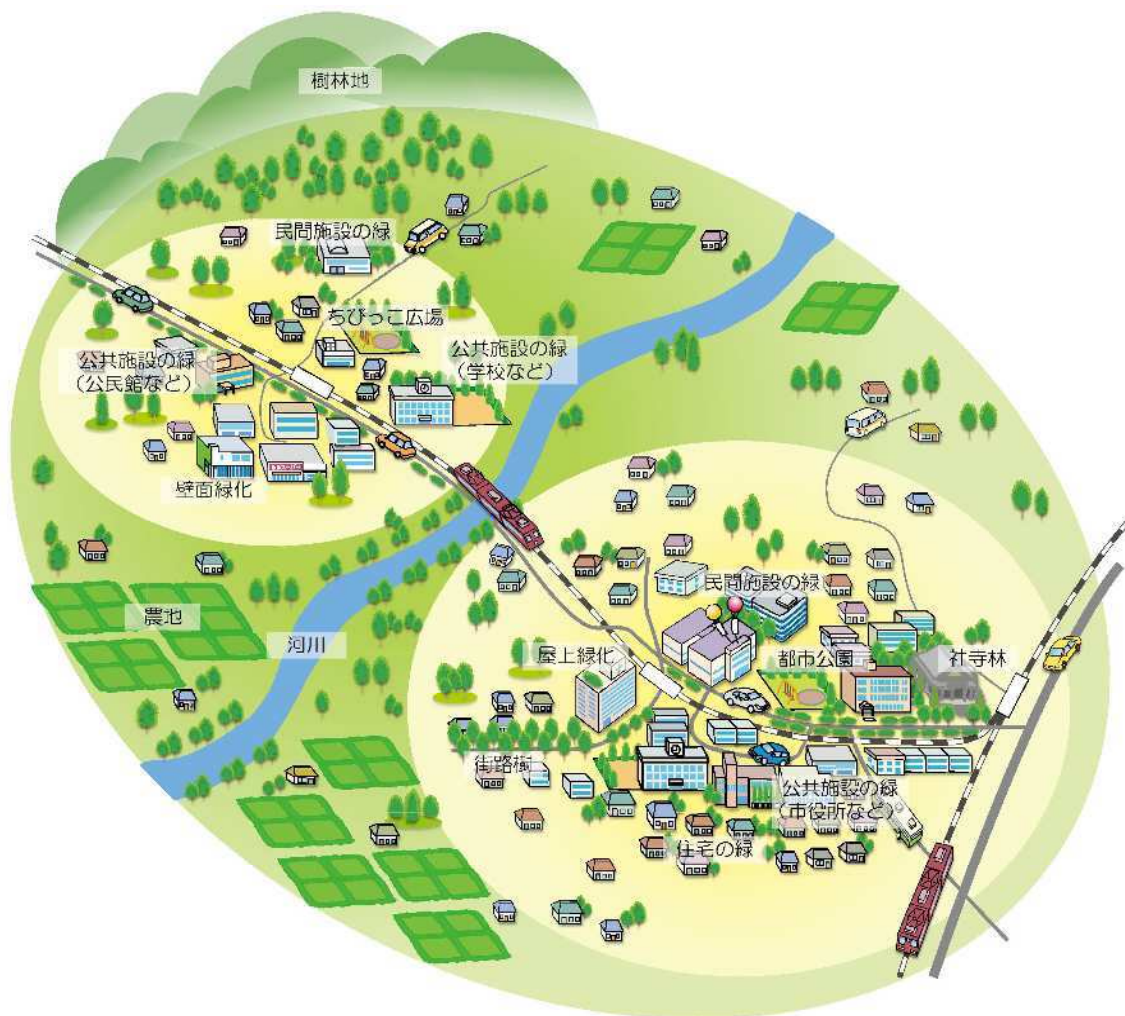
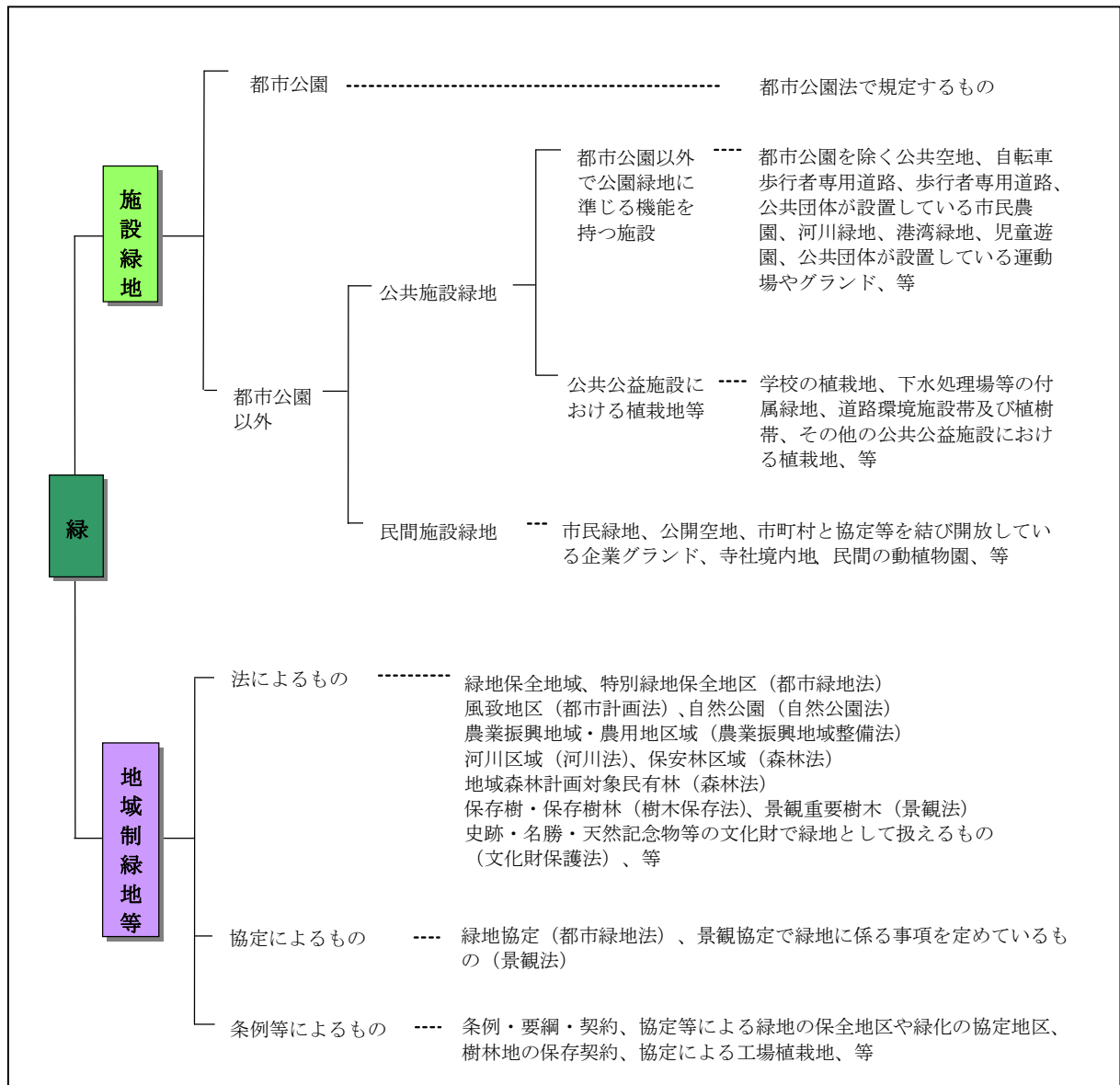


図 緑のイメージ



出典：「新編緑の基本計画ハンドブック」（(社)日本公園緑地協会、平成19年4月2日）

図 緑の基本計画で対象とする緑

### (3) 緑が有する機能

「緑」は、大きく分類して、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの機能を有し、私たちの生活に様々な効果をもたらしています。

#### <環境保全>人と自然が共生する都市環境の確保

- 二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和
- 野生生物の生息・生育地として生態系を構築

#### <レクリエーション>多様な機能の活用による変化に対応した余暇時間の確保

- 運動や健康づくりの場
- 自然とのふれあいの場
- 地域コミュニティの場

#### <防災>都市の安全性の確保

- 避難地や避難路、火災の延焼防止帯
- 消防活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点

#### <景観形成>多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観の形成

- 四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観の創出
- 地域固有の文化や歴史と融合した魅力ある地域づくり



出典：「公園緑地マニュアル 平成29年度版」(一般社団法人日本公園緑地協会)

図 緑が有する機能

## 1-2 本計画の枠組み

### (1) 改訂の背景

平成22年度に「豊川市緑の基本計画 2011→2020」（以下、「前計画」といいます。）を策定、計画的に緑化及び緑の保全を推進してきました。前計画が計画最終年度を迎えたことから、令和2年度（2020年度）に改訂版として「豊川市緑の基本計画 2021→2030」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、今後10年間の計画を定めました。

改訂にあたっては、都市緑地法・都市公園法等の関連法の改正や社会的動向の変化、市民のニーズの変化に配慮するとともに、平成30年度に改訂された「愛知県広域緑地計画」を踏まえました。

### (2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とし、中間年次の令和7年度（2025年度）に中間評価を実施しました。

### (3) 計画対象区域

都市計画区域（市域全体）16,114haを対象とします。

### (4) 目標人口

国勢調査による本市の人口は、令和2年度（2020年度）で184,661人です。

目標年次（2030年度）の人口は、「第7次豊川市総合計画」（令和8年3月）と整合を図り、178,693人と設定します。

年次	現況（2020年度）	目標年次（2030年度）
人口	184,661人	178,693人

### 1-3 本計画の位置づけ

本計画の改訂にあたっては、「第7次豊川市総合計画」に即し、「豊川市都市計画マスタープラン」などの関連計画と整合を図ります。

上位関連計画との関係は、下記の通りとなっており、関連する主な計画の概要を次頁から示します。

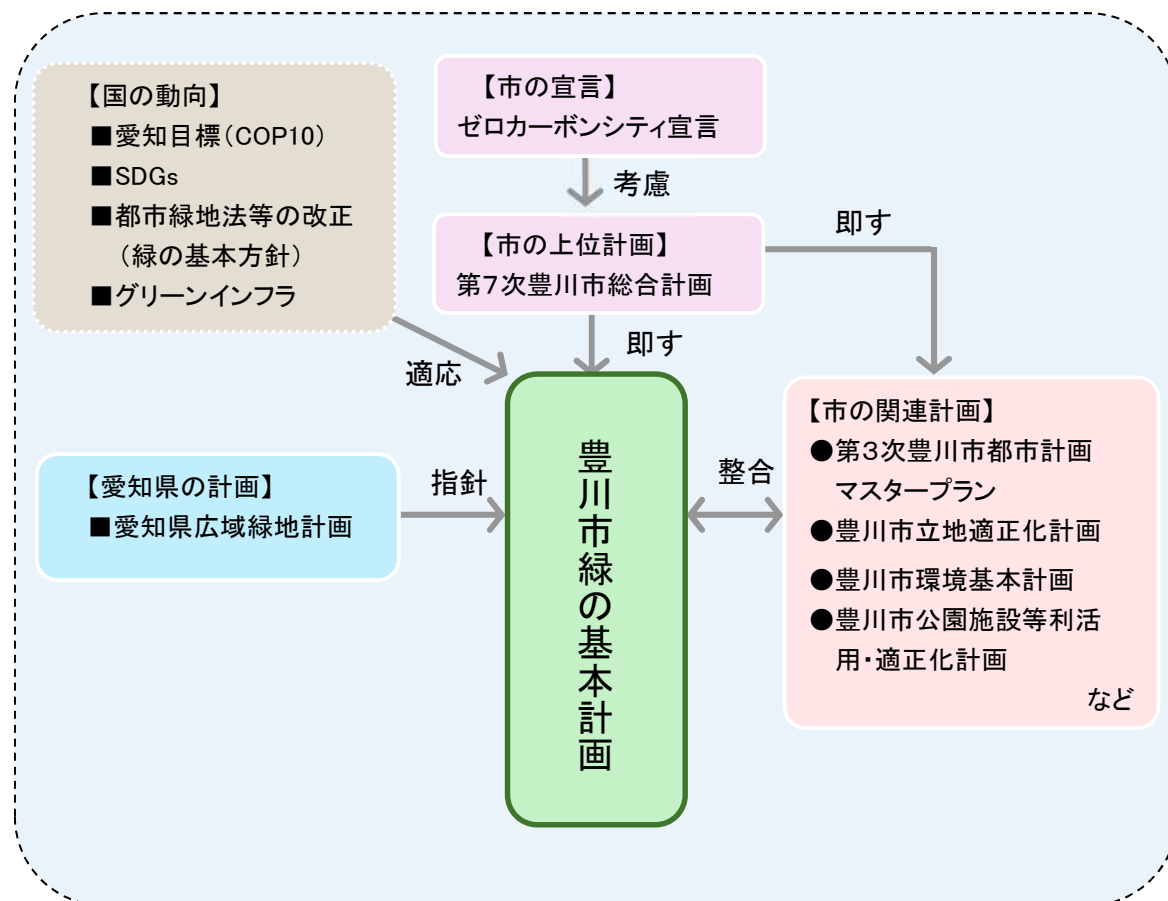


図 本計画と上位関連計画との関係

愛知県広域緑地計画（平成31年（2019年）～）

①基本理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり  
～緑の質を高め、多様な機能を活用～

②基本方針

「健全で良質な緑」：緑づくりの基礎

「いのちを守る緑」

基本方針1：緑の恩恵を享受し、自然と調和し  
災害にも強い緑の都市づくり

「暮らしの質を高める緑」

基本方針2：良好な生活環境と生活の質を  
高める緑の空間づくり

「交流を生み出す緑」

基本方針3：多様な主体との連携と地域の  
特性を活かす緑づくり



■愛知県の緑づくりを考える3つのイメージ

③市町村における取組の方向性

広域緑地計画においては、市町村が緑の基本計画を策定する際の参考として、「緑の配置方針」と「施策検討」に関する20の取組を事例も含めて掲載しています。

項目		市町村における取組
緑の配置方針		1 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成
		2 将来都市構造の構築と連動した緑の配置
施策検討	(1)総合的な取組について	3 地域特性に応じた植栽・管理
		4 防災系統緑地の充実による災害対応
	(2)都市公園等の整備及び管理について	5 官民連携による公園等の整備及び管理の推進
		6 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進
		7 計画的な公園施設の老朽化対策
		8 公園のストック再編の検討
	(3)都市公園以外の施設緑地について	9 市民緑地の活用による緑化推進
		10 地域特性に応じた市民農園の検討
		11 街路樹等の適切な維持管理
	(4)地域性緑地の保全等について	12 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全
		13 都市農地の保全
		14 多自然川づくりの検討
	(5)民有地を含めた緑化・保全について	15 民有地緑化の推進
		16 緑の環境学習の推進
		17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進
		18 緑化重点地区の指定
		19 緑化地域の指定による緑化推進
20 保全配慮地区等を活用した緑の継承		

## 第7次豊川市総合計画（令和8年（2026年）～）

## ①まちの未来像

光・緑・人 輝くとよかわ

## ②まちづくりの基本方針

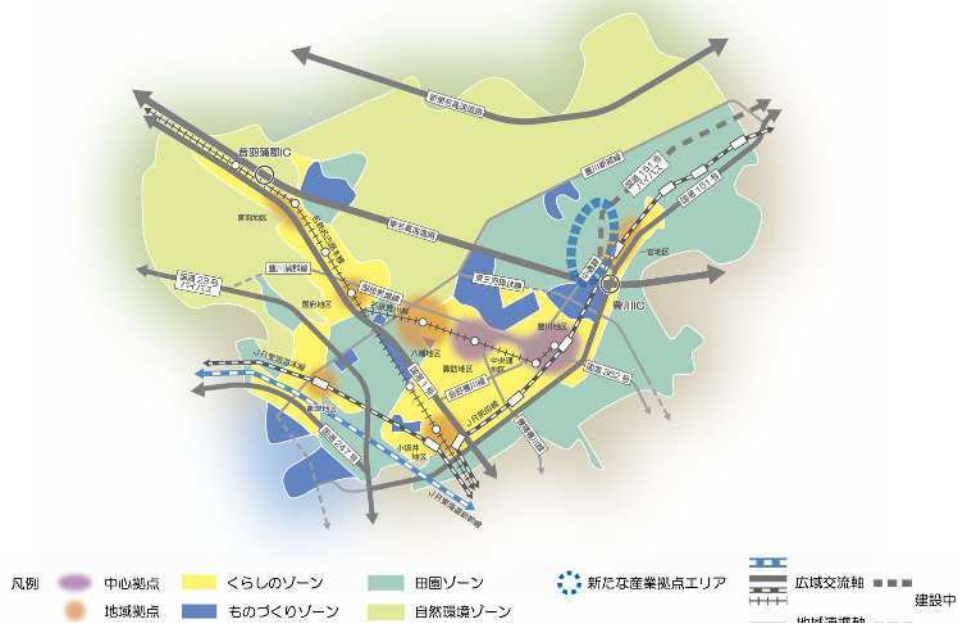
基本方針1：人口動態の改善に向けた取組を進めます

基本方針2：シティプロモーションを進めます

基本方針3：多様な主体との協働・連携を進めます

基本方針4：持続可能なまちづくりを進めます

## ③まちの構造図



■まちの構造図

## ④緑に関する施策

## ●環境保全と生活衛生の向上

森林保全のための森林及び林道環境整備、環境学習・講座等の開催、生物多様性の保全などの施策を推進する。

## ●緑や憩いの空間の充実

街路樹の植替え、公園樹木の適正管理、公園利活用の推進、公園・緑地管理における市民との協働などの施策を推進する。

## ●文化芸術の振興

三河国分寺跡等の整備、御油のマツ並木の保存・活用などの施策を推進する。

第3次豊川市都市計画マスタープラン（令和3年（2021年）～）

①将来都市像

歴史・文化・自然が息づき  
人とまちが輝き続ける持続可能な都市



②緑に関する施策

●水と緑の構造

緑の拠点：東三河ふるさと公園や、都市基幹公園である豊川公園、赤塚山公園など、本市を代表する緑地

環境軸：本市を代表する親水空間である佐奈川・音羽川、豊川及び豊川放水路、（都）姫街道線などの幹線道路

三河湾：身近に海と親しみ、ふれ合うことのできる場

●公園・緑地分野の方針

- ・赤塚山公園は、開園後25年以上が経過し、利用者のライフスタイルの変化や公園施設の老朽化が進んでいることから、施設更新や利用者のニーズにも対応した民間活力導入によるイベント等のソフト事業により、さらなる賑わいの創出を図る。
- ・中心拠点に位置する豊川公園では、スポーツ利用に加え、再整備を生かした多種多様なさらなる交流人口の増加を図る。
- ・スポーツ公園では、利用者のニーズに合わせた整備を進めることで、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの場として利用促進を図る。
- ・住区基幹公園については、土地区画整理事業や宅地開発にあわせ、必要に応じ新たな公園の整備を進める。
- ・市街地内に設けられた都市緑地については、自然環境の保全や市街地の景観の向上を図るため、計画的かつ適切な維持管理を行う。

豊川市立地適正化計画（平成29年（2017年）～）

①都市の未来像

歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市

②今後のまちづくりの方針

- 都市機能の集約  
⇒地域の特性に応じた都市機能が配置されたまち
- 居住の誘導  
⇒安全・安心で住み続けられるコンパクトなまち
- 拠点との交通ネットワークの充実  
⇒誰もが都市機能にアクセスできるまち
- 活力とにぎわいの創出  
⇒豊川らしさの発揮による活力とにぎわいのあるまち

③都市の骨格構造



④緑に関する施策

- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進する。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討する。

## 豊川市環境基本計画 2020 改訂版(令和7年(2025年)3月)

### ①緑地の保全及び緑化の推進の目標

「環境行動都市とよかわ～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～」

### ②環境目標

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 1：脱炭素を実現できるまち     | 2：多様な自然や生き物と共存するまち    |
| 3：資源を大切にするまち      | 4：社会の変化に適応し安心して暮らせるまち |
| 5：みんなで環境保全に取り組むまち |                       |

### ③緑に関する施策

#### 環境目標2：多様な自然や生き物と共存するまち

- ・在来の生態系の適正な保全
- ・自然とふれあえる「場」の整備
- ・多様な野生生物の生息する森林の保全と整備
- ・生き物を育む河川・海岸等の保全と整備
- ・生態系ネットワークの形成と保全
- ・農地の保全と活用

#### 環境目標4：社会の変化に適応し安心して暮らせるまち

- ・気候変動の影響への適応策の推進（森林整備の実施、緑のカーテン等）
- ・ゆとりある生活空間の整備（環境の美化）
- ・公園緑地の整備
- ・豊川らしい歴史と自然を後世に残すまちづくり  
（巨木・名木等の活用、御油のマツ並木の保護等）

#### 環境目標5：みんなで環境保全に取り組むまち

- ・環境教育・環境学習の推進
- ・広域的な活動を支える環境づくり
- ・市民や事業者の積極的な参加の推進
- ・行政職員の積極的な参加の推進
- ・官民連携による新たな環境技術の展開
- ・市民・事業者との連携しやすい 新たな仕組みの研究

### 4) 重点プロジェクト（抜粋）

#### 3 健康的な森林の育成プロジェクト

- ・健康的な森林育成の取組を、地域森林管理の担い手である市民や事業者と連携しながら、行政として積極的に支援し、健康的な森林の育成を推進  
（関係主体の協議体制の構築及び既存の取組の継続、市民団体・事業者・行政の連携した森林育成の推進）

**豊川市公園施設等利活用・適正化計画(令和8年(2026年)3月)****①目指すべき姿**

「地域に愛される“暮らしを豊かにする空間”としての公園の再生」

**②基本目標**

魅力ある地域の公園・持続可能な公園

**③基本方針と推進方策**公園機能の適正な再配分

- ・公園の整備
- ・身近な小さな公園の見直し、集約・統合
- ・長期未整備の都市計画公園の見直し

公園の利活用の推進

- ・既存公園の施設改修
- ・学校や公共施設等と連携した公園利活用の促進
- ・地域の団体等による公園利活用の促進
- ・他部局連携による公園の利活用の促進
- ・緑や散策などのネットワークルート形成の検討

公園の柔軟な管理運営

- ・公園の管理水準の向上
- ・地域ニーズを反映した公園の維持管理の促進
- ・柔軟な利活用の推進
- ・賑わい創出のための地域連携
- ・管理運営手法の検討

## 1-4 緑を取り巻く社会的動向

本計画では、以下に示す社会的動向に適応していきます。

### (1) SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された 17 の国際目標です。令和 12 年 (2030 年) に向けて、世界中の国々で、貧困をなくし、全ての人々が平等な機会を与えられ、持続可能でよりよい生活を送ることができる世界を実現するため、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットを掲げています。

本計画における取組は、SDGs の目指す目標の達成に貢献するものであることから、行政、事業者及び市民一人ひとりが、目標を達成する意義を意識し、自ら当事者として主体的に取り組む必要があります。

本市では、それぞれの取組を SDGs のゴールと関連付けることで、本計画と SDGs を一体的に推進します。



出典：国連広報センター

図 SDGs の 17 の目標

## (2) 都市緑地法の改正

### ① 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年（2024年）11月施行）

気候変動対策や生物多様性の確保、Well-beingの向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるために、都市緑地法等の一部改正が行われました。

法改正においては、緑地のグリーンインフラとしての機能の発揮を図るための施策の強化が含まれるとともに、国家的な観点から都市における緑地の保全及び緑化の推進するための指針として「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が新たに策定されています。

#### ◆グリーンインフラとしての役割の明確化に関する動向

- ・「グリーンインフラ実践ガイド（令和5年（2023年）10月公表）」において、グリーンインフラの取り組みを位置づけることが考えられる計画として「緑の基本計画」が示されました。
- ・「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（令和6年（2024年）6月公表）」において、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠が示されました。また、「今後、緑の基本計画の策定・改定を契機とし、緑の基本計画においてグリーンインフラの考え方を取り入れることで、緑の基本計画の内容を充実・高度化し、関連計画との連携を強化していくことが望ましい。」ことが示唆されました。

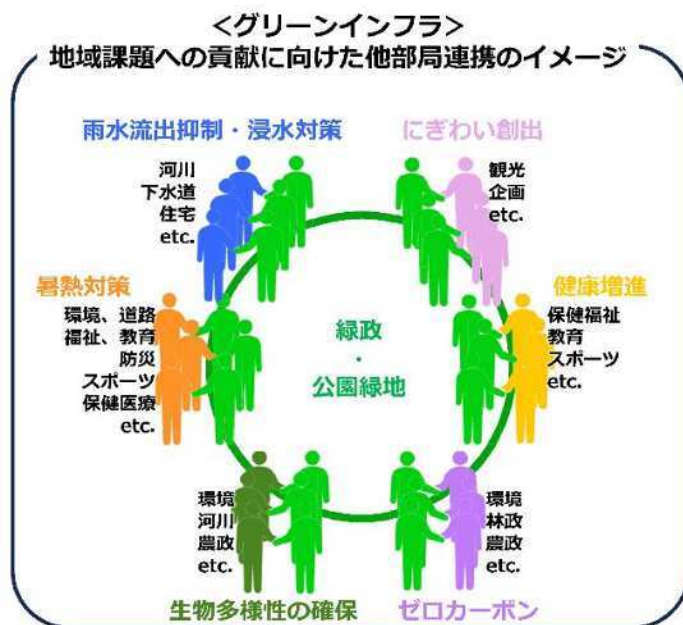


図 グリーンインフラの効果と他部局連携のイメージ

出典：「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」

② 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

市町村が定める「緑の基本計画」の上位にあたる指針として、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が策定され、緑地の保全や緑化の推進に関する目標や、その実現に向けた各主体の役割が整理されています。主な市町村の役割として、市町村が定める緑の基本計画は、国が定める基本方針に沿って策定すること、都道府県が定める広域計画と整合を図ることとなっています。

■全体目標（将来的な都市のあるべき姿）

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

■ 3つの個別目標

①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

二酸化炭素の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献

②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する

③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

出典：「緑の基本方針 概要」

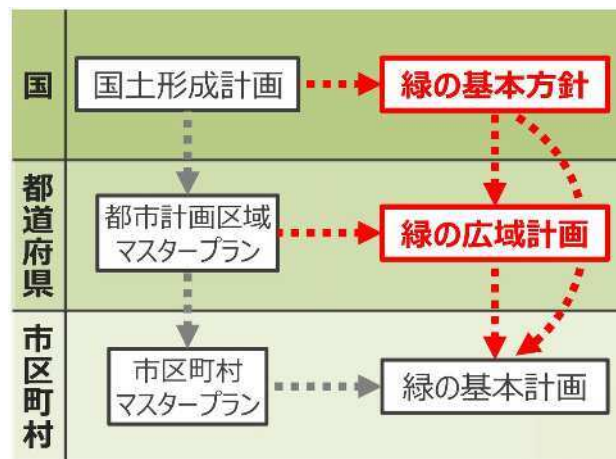


図 緑に関する各計画の連携イメージ

出典：「都市緑地法等の一部を改正する法律 概要」

### (3) グリーンインフラの推進

#### ① グリーンインフラ推進戦略 2023（令和5年（2023年）9月公表）

ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX（グリーン・トランスフォーメーション）等の世界的潮流等を踏まえ、令和元年度（2019年度）策定の「グリーンインフラ推進戦略」が全面改訂されています。グリーンインフラの定義「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」には変化はありませんが、グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」が新たに示されるとともに、その実現に向けた取り組みの方向性が整理されています。

#### ② 緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（令和6年（2024年）6月公表）

都市緑地法の改正と「グリーンインフラ推進戦略 2023」を踏まえ、市町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定、改定を行う際に参考となる考え方や根拠を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が公表され、ガイドラインでは、地域課題の解決に資する「多様な機能が発揮される緑」という考え方を提示の上、グリーンインフラの展開のために重要なポイントとなる他部局連携や官民連携、広域的な視点の考え方や、グリーンインフラの取り組みが解決に貢献する地域課題に対する具体的な検討事項が例示されています。

#### ◆ 「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」におけるグリーンインフラの考え方

『地域課題の解決に向け、以下の点を踏まえた戦略的計画に基づき、多様な機能が発揮される緑』

- 緑の機能が地域課題の解決にどの程度寄与しうるかを把握した上で、地域のニーズに応じて緑の機能をどこにどの程度導入すべきかの空間分布を検討するとともに、効果の把握や施策へのフィードバックを行う
- 地域の実情に応じ、広域的な観点を踏まえ、都市・地域全体や流域全体を検討対象として捉える
- 他分野の専門性を活かした連携、企業や市民の活力による保全・整備・創出・維持管理・利活用の可能性を検討する

出典：「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」

(4) 生物多様性への配慮

平成22年(2010年)に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)における決議などを踏まえ、翌年に、生物多様性の確保を目的に都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画における「生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が示されました。

さらに、平成30年(2018年)には、生物多様性の観点を緑の基本計画に取り入れるために、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が示されました。



出典：国土技術政策総合研究所資料

図 生物多様性が豊かな都市のイメージ

(5) 緑とオープンスペースの新たなステージ

経済成長・人口増加の社会情勢下では、緑とオープンスペースの量的な拡大に重点をおいてきました。しかし、一定量のストックの蓄積や施設の老朽化、少子高齢化・人口減少、財政状況の悪化、国民の価値観の多様化などの状況の変化から、緑のオープンスペースが持つ多様な機能を最大限に引き出すため、質の向上へ転換が必要となっています。多様な機能の発揮により、持続可能で魅力ある高質都市の形成、個性と活力のある都市づくりの実現、市民の生活の質の向上などを目指していくことが求められます。

このような背景から、平成29年(2017年)に都市公園法が改正され、民間活力による都市公園整備手法である公募設置管理制度(Park-PFI)など、新しい制度が創設されました。



出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

図 Park-PFIの事業イメージ

## (6) ゼロカーボンシティ宣言

豊川市は、令和6年（2024年）7月16日、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明しました。今後は「豊川市環境基本計画2020改訂版」に基づき、脱炭素化の取り組みを推進することとされています。



### 豊川市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界的に深刻な異常気象が多発し、国内においても、猛暑や豪雨などにより、これまでに経験したことのない自然災害が頻発しており、地球温暖化による気候変動がその要因とされています。

このため、今を生きる私たち一人ひとりが、これまで以上に地球環境に強い関心を持ち、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量をそれぞれの立場で最大限の抑制をしながら、脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層強化する必要があります。

そこで、本市では、市民憲章に掲げる「光・緑・人 輝くとよかわ」を実現し、元気なとよかわを未来の世代により良い姿でつないでいくため、市民・事業者・行政が一体となり、「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指すことを宣言します。

令和6年7月16日

豊川市長

竹本幸夫

図 豊川市ゼロカーボンシティ宣言 宣言文

### **(7) 都市農地の重要性の評価**

平成27年(2015年)4月に成立した都市農業振興法により、都市農業の多面的な機能(農産物の供給、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験・交流の場、農業に対する理解醸成)が評価されました。それを受け、平成29年(2017年)に都市緑地法が改正され、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を施策に組み込むことが明確化されました。

### **(8) オープン施設のストック再編とルールづくりの必要性**

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、まちの緑やオープンスペースは、コミュニケーションや運動不足解消などコミュニティにおける様々な活動の場として再認識されたため、公園や緑地、道路空間、民間空地など、グリーンインフラとしての緑の効果向上やオープンスペースの充実に対する必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、十分に利活用されていない既存ストックの集約・再編を行うとともに、多様な主体との対話と合意に基づき公園の利用ルールを設定するなど、多様な利活用ニーズに柔軟に対応する必要があります。

## コラム ～ 本計画が貢献するSDGsの個別ターゲット ～

本計画で、目標達成に貢献するターゲットを以下に示します。

**目標3【保健】**

- 大気質、水質の改善

**目標4【教育】**

- 持続可能な開発を促進するための知識及び技能の普及

**目標6【水・衛生】**

- 水に関連する生態系の保護・回復

**目標11【持続可能な都市】**

- 包摂的かつ持続可能な都市化の促進
- 水関連災害の死者数・被災者数の大幅削減
- 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援

**目標13【気候変動】**

- 気候関連災害や自然災害に対する強靱性・適応力の強化
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減、早期警戒に関する教育、啓発

**目標14【海洋資源】**

- 海洋堆積物、富栄養化など陸上活動由来の海洋汚染の防止・削減

**目標15【陸上資源】**

- 森林、山地などの陸域生態系の保全、回復
- 森林減少の阻止、劣化した森林の回復
- 自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止

**目標17【実施手段】**

- 行政と事業者、NPO、市民とのパートナーシップを奨励・推進

## 1-5 中間見直し（改訂）の概要

### （1）中間見直し（改訂）の目的

現行計画への改訂後は、令和12年度（2030年度）を目標年次として、行政と市民の協働を通して緑化や緑の保全をはじめとした各種施策を進めるとともに、年度ごとに目標値の達成状況や個別施策の進捗状況をモニタリングしてきました。

一方で、カーボンニュートラルや生物多様性の実現に向けた動きが世界的に加速するなど、緑を取り巻く社会的動向が変化してきています。国は、「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年（2024年）11月施行）」において、緑地のグリーンインフラとしての機能の発揮を図るための施策の強化を含めるとともに、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を策定しています。また、豊川市は、令和6年（2024年）7月に「豊川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、令和7年（2025年）3月には「豊川市環境基本計画2020」の改訂を実施しています。

これらの状況を踏まえ、計画期間の中間年度にあたる令和7年度（2025年度）に、施策の実施状況や目標水準の達成状況を把握・評価するとともに、その結果をもとに計画の中間見直し（改訂）を実施します。

### （2）中間見直し（改訂）の方針

中間見直し（改訂）は、国の動向、豊川市の動向、具体施策の実施状況を主な視点として実施します。

#### ① 国の動向を踏まえた見直し

- ・都市緑地法が、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題解決に向けて一部改正されました。このことを受け、緑が有する防災力強化や生活環境形成、気候変動対応などの多面的な効果をインフラとして捉える「グリーンインフラ」の概念を明記する方向性で、基本方針や基本施策の見直しを行います。

#### ② 本市の動向を踏まえた見直し

- ・「豊川市ゼロカーボンシティ宣言」と関連して令和7年（2025年）3月に改訂した「豊川市環境基本計画2020」との整合を考慮して基本施策の見直しを行います。
- ・本計画と並行して改訂中の「第7次豊川市総合計画」、「第3次豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市立地適正化計画」と整合するように基本方針や基本施策の見直しを行います。

#### ③ 中間評価を踏まえた見直し

- ・施策の実施状況や推進体制、関連する目標値の達成状況を踏まえ、基本方針や基本施策の見直しを行います。